

相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月26日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第32号

相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例

相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)の例による。

(個人情報ファイル簿の作成等の報告)

第3条 市の機関は、法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表したときは、その旨を相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。政令第21条第3項の規定により個人情報ファイル簿を修正し、又は同条第4項の規定により個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについての記載を削除したときも、同様とする。

(保有個人情報取扱事務登録簿の作成等)

第4条 市の機関は、保有個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により個人を検索することができる形で保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書を使用する事務に限る。以下この条において「保有個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した保

有個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 保有個人情報取扱事務の名称
- (2) 保有個人情報取扱事務の目的
- (3) 保有個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 保有個人情報の利用等の範囲
- (6) 保有個人情報の記録の内容

2 前項の地方公共団体等行政文書には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する保有個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので別に定めるもの
- (2) 市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので別に定めるもの

3 市の機関は、保有個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該保有個人情報取扱事務について保有個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 市の機関は、前項の規定により登録した保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該保有個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 市の機関は、前2項の規定により保有個人情報取扱事務を登録し、若しくは変更し、又は抹消したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第7条第1号ウに掲げる情報(公務員等の職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(写しの交付に要する費用)

第8条 法第87条第1項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求に係る手数料)

第9条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の規定にかかわらず、無料とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納

付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により
当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600
円

(審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合であって個人情報の適
正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であ
ると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする
場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、各市の機関におけるこの条例の運用の状況を取りまと
め、公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9項中附属機関
の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)別表市長の部相模原市情
報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項の改正規定(「15人」を「13
人」に改める部分に限る。)は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の相模原市個人情報保護条例(以下「旧条例」とい
う。)第3条第2項又は第53条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2
条第3号に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)又は
その事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的
に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例によ
る。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関の職員(以

下この号及び附則第6項第1号において「旧実施機関職員」という。)である者又は旧実施機関職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第53条第2項に規定する受託事務又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者

3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定により備えられている保有個人情報取扱事務登録簿は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において改正後の第4条第1項の規定により作成された保有個人情報取扱事務登録簿とみなす。

4 施行日前に旧条例第14条第1項、第28条第1項又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、施行日以後も、なお従前の例による。

5 旧条例第56条の規定による相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第1項に規定する実施機関(次項において「旧実施機関」という。)が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。以下この項において同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関職員である者又は旧実施機関職員であった者

(2) 附則第2項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

9 附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中「、個人情報の保護」を削り、「相模原市個人情報保護条例」を「相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第 号)第11条」に改め、「により」の次に「市の機関又は」を加え、「15人」を「13人」に改める。